



税と地域の
情報誌

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会

SHINJUKU

1
2023
vol.223

税に強い経営者が 次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君



法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#)

CONTENTS

- 令和4年度納税表彰…………… 1
- 新年のご挨拶……………2～4
- 税務署だより
- 確定申告のご案内／消費税のインボイス制度登録申請受付中！… 5
- 新宿都税事務所からのお知らせ
- ～23区内に償却資産をお持ちの方へ～
- 1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）…………… 6
- 東法連特定退職金共済制度…………… 6
- 法人会活動
- 戸塚ブロック研修会・交流会／落合ブロック研修会／新宿税務署長講演会「消費税の変遷について」／年末調整説明会／第36回 法人会全国青年の集い 沖縄大会……………7～8
- 税に関する絵はがきコンクール
- 表彰訪問と受賞作品の展示…………… 9
- チラシ同封サービス…………… 9
- 女性部会 秋季特別研修会
- 『神楽坂散策』……………10
- 【連載】実践！税務調査
- 債務の確定～期末に使用人賞与を未払金処理～……………11
- 東京税理士会新宿支部からのお知らせ／法人会の法律相談……………12
- 新会員ご紹介／
- 小冊子プレゼント……………13
- 1月・2月法人会イベント／
- おすすめ本／珈琲たいむ……………14



令和4年度版 法人会ポスター

「税に強い経営者が次世代を支える！」をメインメッセージとし、経営者（子ども社長）と寄り添う「けんた」をアイキャッチに、税による明るい未来を目指す法人会の存在意義や社会貢献への意識を表現。

令和4年度納税表彰

国税庁長官表彰式

令和4年度国税庁長官表彰式が、昨年10月26日（水）午前11時より三田共用会議所にて執り行われました。

高野会長が栄誉に輝く

国税庁長官納税表彰は多年にわたり法人会活動を通じて納税意識の高揚や税知識の普及など、税務行政の円滑な運営に尽力した者に贈られるもので、高野会長は永年の功績が認められ受彰されました。



会長 高野 吉太郎
（株）新宿高野

納税表彰受彰者

令和4年11月11日（金）午後3時30分から明治記念館にて納税表彰式が開催され、法人会活動を通じて納税意識の高揚などに取り組まれた方々に成相署長、高野会長より表彰状と感謝状が贈られました。



表彰された法人会の方々

税務署長表彰

高山 実	理事、西新宿第1支部副支部長 （有）パイン
小原 博之	理事、源泉部会長 （株）小田急百貨店
生田正博夫	理事 （株）イクタ

税務署長感謝状

栗山 章	理事、西新宿第5支部長 アールシーソリューション（株）
------	--------------------------------

法人会長感謝状

野田 耕司	理事、西新宿第4支部長 （株）東京セントラル
蛭川 勝五	青年部会 副部会長 （株）オカダヤ
小松 秀之	青年部会 副部会長 ケーアンドエス（株）
片村 茂子	女性部会 副部会長 （有）ミート竹井

東京都新宿都税事務所長表彰

令和4年11月28（月）午後2時からホテルグランドヒル市ヶ谷にて感謝状贈呈式が行われました。永年にわたる税務行政推進の功績が認められ、新宿都税事務所長より藤澤副会長に表彰状が贈られました。



副会長 藤澤 薫
（株）チェックメイト

おめでとうございます。（敬称略）

法人会だから出来る活動を実施してまいります！

新宿法人会長

高野 吉太郎

明けましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、会員の皆様に謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は法人会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り、会員の皆様や新宿税務署・東京都・新宿区並びに税務関係5団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は長引くコロナ禍に加え、2月にロシアによるウクライナへの軍事侵攻やアメリカの利上げなどにより、日本では円安・原材料の高騰・各種値上げなど厳しい経営環境が続きました。

さらに、世界的なパンデミックや戦争の脅威、人工知能（A I）やメタバース（仮想空間）などの技術革新が進んでおり、想像以上のスピードで変化し続けております。

そのような中、法人会では堅実に税務研修会や

実務に役立つ研修会を開催し、会員の皆様にはオンライン配信（会員限定）を有効活用していただきました。

また、新型コロナの感染状況を見ながら3年ぶりに交流会やブロック研修会を開催いたしました。特に、6月9日に行われた総会交流会には、コロナ禍にもかかわらず予想を上回る220名の方々にご参加いただきました。当日の雰囲気を見ますと多くの皆様が“交流の場を待ち望んでいた”印象を受けました。

本年も経営者が集まり情報交換が出来る「交流の場」を作り、10月から導入されるインボイス制度の準備・対応を支援出来る「研修会」などを実施してまいります。引き続き、更なる法人会のご利用をお願いいたします。

結びにあたり、昨年以上に新宿の街に人と活気が戻り、会員や地域の皆様・関係各位のご事業の発展とご健勝ご多幸を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

会長	高野 吉太郎	監事	布施 祥和	百人町支部長	濱子 仁博
副会長（総務・財務担当）	倉田 雄一	監事	向田 勇三郎	大久保支部長	森田 忠幸
副会長（事業、広報担当）	古澤 孝	監事	八木 秀夫	高田馬場東支部長	土屋 昌雄
副会長 （組織・厚生、青年部会担当）	青柳 潔	東部・歌舞伎町支部長	和田 総一郎	高田馬場西支部長	堀江 喜一郎
副会長 （社会貢献、女性部会担当）	藤澤 薫	歌舞伎町・新宿北支部長	上林 俊雄	落合第1支部長	小林 俊雄
専務理事	蔵野 正幸	西新宿第1支部長	竹川 司	落合第2支部長	羽場 孝
総務・財務委員長	本間 滋	西新宿第2支部長	竹村 克己	落合第3支部長	尾作 敏一
事業委員長	林 裕照	西新宿第3支部長	原瀬 博利	青年部会長	方山 成朱
組織・厚生委員長	野澤 保彦	西新宿第4支部長	野田 耕司	女性部会長	川名 初江
広報委員長、 西早稲田支部長	稲葉 和久	西新宿第5支部長	栗山 章	源泉部会長	小原 博之
社会貢献委員長	佐渡 直紀	北新宿支部長	糠信 泰行		



新宿税務署長
成相 明子

インボイス制度の 開始に向けて

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人新宿法人会の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

高野会長をはじめ会員の皆様には、日頃から税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、高野会長が貴会の活動を通じた納税道義の高揚のご功績に対しまして「国税庁長官表彰」を受彰されました。栄えあるご受彰に対し、深い敬意と感謝の思いを強く抱いております。

さて、間もなく令和4年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。令和5年1月から、青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能となり、スマートフォンを利用した申告が更に便利になります。スマートフォン申告の利用の拡大に向けた周知につきまして、会員の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。

また、インボイス制度が、令和5年10月1日から開始されます。制度開始時からインボイスを発行したい場合は、申請期限が令和5年3月31日となっております。会員の皆様方におかれましては、既にご自身の会社での準備を進められていることと思いますが、是非、お取引先につきましても、早めの準備をしていただきますようお願いいたします。ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人新宿法人会の更なるご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



新宿都税事務所長
池田 美英

税務手続きのデジタル化 の推進に向けて

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人新宿法人会の皆様には、新春を健やかにお迎えのことと、謹んでお慶び申し上げます。

日頃より、高野会長を始め貴会の皆様には、東京都の税務行政はもとより、都政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中においても、電子申告・電子納税の普及促進、税に関する絵はがきコンクールの実施など、税知識の普及や納税意識の啓発に積極的に取り組んでいただいております。深く敬意を表しますとともに、本年も活発な事業活動を展開されることをご期待申し上げます。

さて、東京都主税局では、納税者の視点にたった利便性の向上・来庁者の負担軽減を図る観点から、都税事務所等に来所することなくインターネット上でお手続きができるよう様々な税務手続きのデジタル化に取り組んでおります。

既に多くの皆様にご利用いただいておりますエルタックスによる電子申告・電子納税をはじめ、スマートフォン決済アプリに代表されるキャッシュレス納税、東京共同電子申請・届出サービスによる各種証明書の電子申請など、今後も各種手続きのデジタル化を推進し、納税者にとってより利便性の高い環境を整えてまいります。都政の基盤となる収税確保への取り組みとともに、納税者の視点にたったきめ細かく、利用しやすい、信頼される税務行政の確立に全力を尽くしてまいりますので、引き続き会員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びにあたり、新しい年が貴会の皆様にとりまして、更なるご発展・ご繁栄の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新宿区長
吉住 健一

「新宿力で創造する やすらぎとにぎわいのまち」 の実現に向けて

新年あけましておめでとうございます。

新宿法人会の皆さまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃から、高野会長をはじめ会員の皆さまには、新宿区の税務行政はもとより区政全般に亘り、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、区では今年度、約1,664億円の歳出予算により、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、高齢者や子育て世代への支援など、誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域特性を生かしたまちづくりなどに取り組んでおります。

また、税務課においても、普通徴収分の特別区民税・都民税及び軽自動車税種別割について、従来から実施しているスマートフォン等を利用したモバイルレジやペイジーによる納付に加え、本年4月より、電子マネーによる納付も開始し、納税者の皆様の利便性の向上に努めています。

厳しい財政環境の中、積極的に施策の重点化を図り、基本構想に掲げる「新宿力で創造するやすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



東京税理士会新宿支部
支部長代
石井 大地

2023年を迎えて

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、公益社団法人新宿法人会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと謹んでお喜び申し上げます。旧年中は、高野会長をはじめ会員の皆様には、東京税理士会新宿支部の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナが蔓延し閉塞感を抱えていた中、ようやく明るい兆しが見えてきたかのように思えた昨年でしたが、第8波の感染拡大により2023年の先行きもいまだ不透明な状況かと思われます。また税制におかれましても、消費税のインボイス方式が10月にスタートするのでそのための準備も進めなくてはならず、さらには電子帳簿保存法への対応が引き続き求められていくなど、会計・税務などの企業の体制に変化をもとめられる年になるかと思えます。このような新しい流れの中で、新宿法人会の皆様と税理士会新宿支部が連携をとり、今まで以上に寄り添った関係を築くことができれば、混沌とした社会において新しい光を見つけることができると感じています。

結びにあたり、この新しい一年が新宿法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

～給与所得者の
皆さまへ～

確定申告

のご案内 今年こそは、ご自宅からのe-Taxに挑戦を！

ご自宅でスマホまたはパソコンからのe-Tax！

◆ 確定申告書は、**国税庁ホームページ**で作成できます！

○ e-Taxを利用すれば… ○ 用意するものは、

不要

○申告書の税務署
への持参、郵送
○添付書類（一部）

**24時間
いつでも**

確定申告期間
の利用可能時間
※メンテナンス時間を除く

**早期
還付**

還付の場合

マイナンバーカードをお持ちの方

スマホ申告・パソコン申告とも**マイナポータルアプリ**をインストールするだけ！

スマホ申告の方



パソコン申告の方

マイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、スマホ申告の方と同じ！

ICカードリーダライタ不要！

※ マイナンバーカードをお持ちでない方でも、税務署で発行された「ID・パスワード」があれば、スマホまたはパソコンでのe-Taxができます！

スマホの方は
こちら →



スマホ申告の便利な機能♪

青色申告決算書や収支内訳書
がスマホで作成可能に！



NEW!!

給与所得の源泉徴収票を
スマホで読み取り！

スマホで撮影する
だけで自動入力！



ご自宅で確定申告書を作成
できない方は…

◆ 申告書作成会場をご利用の場合、
会場への入場には「入場整理券」が
必要です。

**LINEによる事前発行が
おすすめです！**
LINEアプリで国税庁の公式
LINEアカウントを友だち
追加してください。



事業者の方へ！

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと
質問に回答していくことで申請が可能です。

✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを
解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答
も行っております。

説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・イン
ボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい
方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

特設サイトへ



新宿都税事務所からのお知らせ

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和5年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和5年1月31日(火)

◆問い合わせ先：(新宿区に償却資産が所在する場合)

新宿都税事務所 償却資産班 (03) 3369-7151 (代)

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX
ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

eLTAXイメージキャラクター エルレンジャー



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、
こちらからどうぞ!



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



戸塚ブロック 研修会・交流会

実録・中国社会 ～違和感から見える隣人の本音 ～中国人にまつわる「なぜ」を読み解く～



講師
ジャーナリスト／
元毎日新聞中国総局長
西岡 省二 氏

開催日時：令和4年10月13日(木) 16:30～19:30
会 場：高田馬場F・Iビル8F 多目的ホール
参加人数：33名

コロナウイルス感染症拡大のため実施を見送っていた戸塚ブロック(西早稲田・高田馬場)での研修会・交流会を3年ぶりに開催しました。研修会の講師には、特派員として延べ9年間、中国北京に駐在し、中国情勢を専門的に取材された西岡先生をお呼びし、中国社会の現状をお話いただきました。

まず、中国人の多くはルールを守らなければいけないという意識はあるが、守りすぎると自分が損をすると考えている、その思考について車の運転や歩道を横断する際に「たぶん相手が譲るだろう」との意識があり、ルールを

守らない実例を説明されました。

次にものづくりの話で、日本は完璧を目指す、中国は8割でOKとのこと。8割で性能が保証されて

いれば、残りの2割を詰めてコスト高なら意味がないとの考え。

その後、習近平国家主席の生い立ちの話になり、父の失脚に伴い不遇の時代を過ごし、その時のことが人生観に大きな影響を及ぼしたとのこと。また、いかに権力を固めたのか？そこには、人民解放軍で早期に人脈を確立し、軍を掌握して腐敗の防止に努め、分裂を防止したことが大きかったとのこと。

そして、外交、南シナ海、台湾の話になり、台湾進攻が起きたら日本と韓国の米軍基地が攻撃対象となり、北朝鮮が中国に加勢して参戦してくるだろうとの話を聴いて、大きな危機を身近に感じました。

先生には中国人との実体験にもとづき、90分という時間が足りないほど、熱意をもって沢山のことを図解など交えながら分かり易く教えていただきました。

講演後、先生も交えた交流会では、十分に感染対策を行い着席形式で懇親を深めました。各テーブルでの会話は活発で、異業種の方との交流の機会の大切さを改めて感じました。(文：西早稲田支部 副支部長 馬場 章夫)

落合ブロック 研修会

ピンチはチャンス!夢を叶えるヒント ～ 笑いが一番の健康法～



講師
リポーター・
キャスター
林家 まる子 氏

開催日時：令和4年11月7日(月) 17:00～19:00
会 場：高田馬場F・Iビル8F 多目的ホール
参加人数：31名

コロナウイルス感染症拡大のため実施を見送っていた落合ブロック(落合第1・落合第2・落合第3)での研修会を3年ぶりに開催しました。

会場ではテーブルを「川の字型」に配置して親近感を出しました。

そして来賓のご挨拶後に新入会員の自社PRを4社行っていました。

またコロナウィルス感染予防の為、交流会は省略しお弁当を持ち帰って頂きました。

研修会は「新宿法人会、落合ブロックの皆様 こんにちは！」と元気な声でスタートしました。

講師の林家まる子氏は、父は「林家ライス」、母は「林家カレー子」、弟は江戸太神楽曲芸師と芸人家族ですが、親からは1回も芸人になれと言われ事が無く、仕事の愚痴も聞かずに育ったそうです。



【夢がかなう】

小さい頃は重い小児ぜんそくの為に救急車で何回も運ばれましたが、松田聖子様と一緒に仕事がしたいと、「サンミュージック」のオーディションに4回目にして合格しました(ほんとは音痴です!)

【ラッキー・仕事は人のご縁】

その後は、父に「修行なくして勝利なし」と諭され林家一門の扉を叩き、「林家まる子」として住み込みの丁稚奉公・内弟子生活でしたが、入門してすぐにNHKのプロデューサーに声をかけられ番組のレギュラーに。

【ピンチはチャンス】

兄弟子の妬みややかみも親のアドバイスにより逃げずに仕事で見返しました。

【夢がかなう】

結婚するなら「公務員」と思っていたのですが、ボクサーと結婚、その後夫は通信教育を受け教職免許を取得、現在は都内の公立小学校に勤務。

まる子さん元気をいただきありがとうございました!

★著書「林家まる子のカレーなる一族」。

(文：落合第2支部 支部長 羽場 孝)

新宿税務署長講演会「消費税の変遷について」

開催日時：令和4年11月18日（金）10:00～11:30

会場：BIZ 新宿 参加人数：82名

講師：新宿税務署長 成相 明子 氏



成相 明子 氏

成相署長は令和4年7月新宿税務署第85代署長に就任。新宿税務署で初めての女性署長となりました。署長の講演は、最初に新宿税務署が淀橋税務署として出発し、昭和62年に現在の新宿税務署となった歴史、署内の女性職員3割を目標としている中、新宿は26.3%となっていることなどを話されました。

次に本題の消費税について。1980年代、物品税として課税対象は「毛皮・ゴルフ・水上スキー・普通の家具」など“贅沢品”とされたものであった。しかし、時代の変遷により多くの協議を経て平成元年4月から消費税3%の導入となった。その時3,000万枚のポスターが作られたという。平成9年には5%に、平成26年に8%、令和元年には現在の10%となりました。そして令和5年10月よりインボイス制度が導入される経緯を説明されました。「イン

ボイス制度」のメリットは“売り手と買い手の税額の認識が一致する”こと、デメリットは“インボイスを発行できない者は取引関係の見直しを求められる可能性がある”というお話でした。実際に会社の現状を見るとこのデメリットが本当に取り組む問題として目の前にあります。

最後に国税局の「消費税の不正還付への取り組み」映像を拝見し、税務調査の地道な積み重ねの努力を教えてくださいました。新宿税務署の中でも「不正還付」は多く、3割に達しているとのことでした。正しく納税される社会を願ってやみません。

成相署長のご講演は、よどみない弁舌で存在感を示されました。私自身、女性として数少ない女性署長のお話が聴けてとても良かったです。

（文：広報委員 村山 奈津江）



説明会

年末調整説明会

開催日時：令和4年11月11日（金）14:00～16:30

会場：BIZ 新宿 1階多目的ホール

参加人数：88名

講師：新宿税務署

管理運営第2部門 若井上席国税徴収官、

法人課税第3部門 高橋上席国税調査官、

新宿区役所担当者

毎年11月に「新宿文化センター」にて税務署・区役所・

法人会共催で行っていた年末調整説明会が令和3年度以降中止となりました。そこで昨年度に引き続き、新宿法人会主催にて説明会を実施いたしました。なお、会員の方向けにオンラインでも外部講師による年末調整説明会を開催し、約280名の方が参加されました。



全法連 青連協 主催

第36回 法人会全国青年の集い 沖縄大会 ～ゆいまーる 未来をまもり、拓く～

開催日時：令和4年11月24日（木）、25日（金）

会場：沖縄市武道館、沖縄アリーナ、
沖縄市体育館・多目的運動場

参加人数：2,000名



沖縄大会宣言 新垣良仁実行委員長

1日目は、租税教育活動プレゼンテーション（最優秀賞：鹿児島法人会「租税教室～税でエールを～」）や健康経営大賞（最優秀賞：鹿児島・鹿屋肝属法人会「できることから始める健康経営～学びと実践の循環モデル～」）の

発表などが行われました。2日目は、「部会員増強と会の活性化」をテーマに部会長サミットが行われ、その後、会員交流分科会、記念講演、大会式典、懇親会が実施されました。

記念講演では、「財政健全化につなげる！健康経営の実装と実践」と題し、千葉大学医学部附属病院の吉村健佑氏にお話をいただき、その後の式典と懇親会には約2,000名が参加し、大会は盛会裏に幕を閉じました。



健康経営大賞 結果発表・表彰

表彰訪問と受賞作品の展示



受賞作品を説明する川名部会長（左から二人目）と作品に見入る吉住区長（左から三人目）

今回受賞された児童15名に対し、昨年10月25日（火）から11月8日（火）にかけて各小学校（10校）に表彰訪問を実施しました。

また、11月11日（金）から17日（木）には「税の作品展」と題し、「税に関する絵はがきコンクール」（法人会）、「税に関する標語」（新宿間税会）、「中学生の税についての作文」（国税庁・全国納税貯蓄組合連合会）の受賞作品が、新宿区役所本庁舎1階ロビーで展示されました。11月14日（月）から30日（水）には、東京信用金庫中井駅前支店様のご協力のもと新宿法人会の絵はがき受賞作品が展示されました。



新宿区役所本庁舎
1階ロビーでの展示



東京信用金庫
中井駅前支店での展示

会員限定
3,000社へ
ダイレクトに
PR!

チラシ同封サービス 会員支援特別企画!!

新型コロナウイルスの影響で売上が減少する会員企業が多い中、当会では、**会員支援策として会員企業約3,000社の経営者や従業員にダイレクトにPR**できる「チラシ同封サービス」を行っています。令和2年8月より実施した会員支援特別割引は大好評のため、**期間を再延長**いたします。是非、この機会にお試しください!

封入料金

1回 **10,000円** (税込)

追加1枚 **3,000円** (税込)

※特別企画につき回数割引はありません

▶封入条件

(公社)新宿法人会の会員で、当会ホームページに掲載の「同封チラシに関する一般ガイドライン」に同意された方
※同封チラシガイドラインに従って封入をお断りする場合があります

▶封入枚数

1回あたり1社2枚まで（A4サイズ以下）
ただし、見開きA3サイズはA4サイズ2枚とみなします



▶お申込みからチラシ納入までの流れ

希望される同封チラシ（見本でも可）をメールまたは郵送で法人会事務局に送付

同封チラシガイドラインなどに従って審査及び結果連絡
※審査には1～3営業日かかります

封入希望月の前月20日頃までに、当会指定先へ印刷したチラシ（3,000部）をお送りください

▶**発送時期** 奇数月の1日～7日頃に広報誌 **SHINJUKU** とともにポスティングによる配送

▶**対象期間** 令和5年3月号まで

お申込み・お問合せ

(公社)新宿法人会 事務局 ☎ 03-3371-3821 ✉ info@shinjuku-hojinkai.or.jp



日時 令和4年10月20日(木) 10:00～14:30

場所 神楽坂 参加者 28名



赤城神社での集合写真

▼ガイドから説明を受ける参加者



コロナの影響により女性部会の様々な活動が見送られてきましたが、久しぶりに部会員同士が交流できるイベントを開催しました。

今回は豊島法人会女性部会にもお声掛けをし、当日は晴天の中、新宿から12名、豊島から16名の総勢28名で神楽坂を散策しました。

最初に隈研吾さんデザインのモダンな赤城神社社殿の前で記念撮影。その後4班に分かれて専属のガイドによるツアーが始まりました。歴史、芸能、グルメについての説明を伺いながら、神楽坂の表通りを行ったり来たり、坂を上がったり下がったりと少々ハードな散歩コースでした。

しかし、江戸時代に創業された相馬屋など長い歴史を伺わせるお店や迷路のような石畳の路地、洗練された黒塀や格子戸のある建物。そのいわれや物語を知れば知るほど街歩きに夢中になり、1時間半の散策はあっという間に過ぎてしまいました。散策後は老舗「鳥茶屋別邸」で名物うどんすきに舌鼓をうち、参加者同士交流を深めました。

神楽坂はミシュランの星を獲得したお店やフランス料理店が多く、古さと新しさを感じる街でした。是非、訪れてみてください。

(文/女性部会幹事 太田 朱美)

▼迷路のような石畳の路地



▲夏目漱石や北原白秋など
多くの文豪に愛用された相馬屋



◀神楽坂は
かなりの勾配



▲趣のある佇まいの「和可菜」



▲石畳に隠れた
☆マークと
ハートマーク



▲散策のゴールとなった
毘沙門天 善國寺



債務の確定

期末に使用人賞与を未払金処理

調査官は期末の使用人賞与の未払金処理について担当者に質問しています。



調査官

未払金処理をした根拠を教えてください。



担当者

その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をし、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日からひと月以内に支払っています。



通知は各人別に行いましたか？



各人別ではなく、賞与の支給率が給与の数倍と決まっているので、社内の一斉メールで支給率の開示を行いました。



社内の一斉メールでは、各人別の通知にはなりません。



……。



それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとあります。



それが何か問題ですか？



支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないということですね。



その通りです。



法人税基本通達では、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合、その支給額の通知は法律上の通知には該当しません。



分かりやすく説明をしてください。



未払金処理をしたとしても、実際に賞与を支払ったものと同様の状態であることが基本的な考え方です。つまり、未払金処理をするためには、支給日に使用人が退職していても確定債務ですから支払わなくてはなりません。しかし、給与規定で支給しないと明文化されていますから、確定債務が崩れてしまっているの、この未払賞与は損金に算入することができません。



それでは支給されなかった該当者が否認されるということですか。



そうではありません。通知をした全ての使用人に対してひと月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけではなく、賞与の総額そのものが未払金処理できません。



退職者がいなかったの、通知をした金額を全額支給していた場合はどうですか？



給与規定では、通知をした支給額について退職をした場合には賞与を支給しないとあります。期末の段階では退職者の有無が分かりませんから、結果として賞与の総額を未払金処理することは誤りです。



分かりました。参考までに伺いますが、未払金処理をした翌事業年度において大幅な業績悪化が明確となったことから、使用人に通知した賞与を一部減額して支給をした場合はどうですか？



使用人に通知をしたことで債務である金額が確定されていますので、前提要件が崩れることから、先ほどと同様に未払金処理による損金算入はできません。

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。





東京税理士会新宿支部からのお知らせ

納税者支援センター新宿の紹介



内 容 税に関する無料相談

- 会 場**
- ① 東京税理士会新宿支部 会議室 住所：新宿区西新宿 7-15-8 日販ビル3階
 - ② 戸塚地域センター 4階朗読室（毎月第1・3水曜日） 住所：新宿区高田馬場2-18-1
 - ③ 落合第二出張所 1階会議室（奇数月の第2金曜日） 住所：新宿区下落合4-17-13
 - ④ 落合第一出張所会議室（偶数月の第4金曜日） 住所：新宿区下落合4-6-7

日 時 毎週水曜日及び金曜日（ただし、祝日及び新宿支部が定めた休日は除く。）
午後1時～午後4時

※事前にホームページまたはお電話にてご予約ください。（電話での相談は行っておりません。）

無料相談実施予定日

① 東京税理士会新宿支部

令和5年 1月6日・11日・20日・27日
2月3日・10日・17日
3月3日・8日・17日・22日・24日・
29日・31日

② 戸塚地域センター（毎月第1・3水曜日開設）

令和5年 1月18日、3月1日・15日

③ 落合第二出張所 1階会議室（奇数月の第2金曜日）

令和5年 1月13日、3月10日

④ 落合第一出張所会議室（偶数月の第4金曜日）

令和5年 2月24日

※税理士が関与していない法人・個人（関与されている方のご相談はご遠慮ください。）

主催・問合せ

東京税理士会新宿支部 ☎ (3369) 3235
新宿支部ホームページ <https://www.shinjukushibu.gr.jp>



1時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。

TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）

- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）

港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号

TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

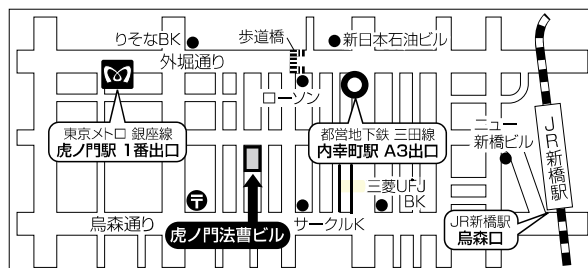
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分

JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,500円（税込）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL：03-3357-0771

法人名	住所	事業内容	所属支部
株式会社 ホシキミクリエーション	歌舞伎町1-2-18	不動産業	東部・歌舞伎町支部
株式会社 新宿東急ホテルズ	歌舞伎町1-29	ホテル業、ホテル経営	東部・歌舞伎町支部
株式会社 SHUNKEN	新宿3-24-8	建築内装業	東部・歌舞伎町支部
株式会社 そうま	新宿5-18-12	コンサルタント業(芸能、飲食)	歌舞伎町・新宿北支部
なかた国際行政書士法務オフィス	西新宿1-25-1	行政書士・採用定着士	西新宿第1支部
株式会社 バイタリティ	西新宿2-4-1	金融保険業	西新宿第1支部
明治安田生命新宿支社	西新宿2-6-1	保険業	西新宿第1支部
株式会社 NeoCross	西新宿3-2-7	短期人材サービス	西新宿第2支部
株式会社 パラダイム・ラボ	西新宿3-17-7	IT	西新宿第2支部
株式会社 アルパ工建	西新宿4-14-7	建設業	西新宿第2支部
株式会社 E.D.L. 一級建築士事務所	西新宿4-17-5		西新宿第2支部
サダカネ電気商会	西新宿4-23-2	電気設備工事業	西新宿第3支部
有限会社 ニューウェイブ	西新宿6-12-7	サービス業	西新宿第3支部
立川ハウス工業 株式会社	西新宿7-4-4	建築工事業	西新宿第4支部
有限会社 ブルースカイ・ビジネスマネジメント	西新宿8-1-2	資産運用コンサルタント	西新宿第5支部
株式会社 プラントウ	西新宿8-11-10	システムコンサルタント	西新宿第5支部
合同会社 ディームス	西新宿8-15-2	コンビニの経営	西新宿第5支部
株式会社 ムラド	北新宿1-22-7	軽飲食・貿易	北新宿支部
有限会社 双栄管財	北新宿2-4-6	不動産の管理など	北新宿支部
オンライン 株式会社	北新宿4-1-4	建築業	北新宿支部
株式会社 放映新社	高田馬場1-33-14	サービス業・芸能プロダクション及び付属養成所	高田馬場東支部
株式会社 ケアシンフォニー	高田馬場4-17-15	介護支援	高田馬場西支部
合同会社 みんなと	高田馬場4-39-4	広告・WEB・セミナー	高田馬場西支部
株式会社 CANDY・A・GO・GO	渋谷区神宮前1-23-27	小売業	地区外
大精電子 株式会社	世田谷区北沢1-28-17	不動産管理	地区外
ファンダロウス 株式会社	武蔵野市吉祥寺南町1-3-4	発毛サロン業	地区外
株式会社 アーク・カインド設計室	川崎市幸区塚越4-345-3	建築設計・監理	地区外



法律を理解・実践するためのツールとして
ご活用ください！

世界的な新型コロナウイルス感染拡大やデジタル社会の進展に伴い、社会環境が大きく変化する中、法令の改正も相次ぎ、中小企業が対応を求められるものも多くなっています。対応を怠った場合、トラブルの発生による企業イメージの低下や機会損失などのダメージを負いかねません。最近の法改正のうち、中小企業が押さえておくべき点や対応の留意点をまとめたものです。

- 個人情報保護法の改正
- 女性活躍推進法の改正
- パワハラ防止措置の義務化
- 育児・介護休業法の改正
- 公益通報者保護法の改正

など

法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話(平日午前9時～午後5時)にてお申込ください。

- (1) 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
 - (2) 連絡先 TEL・FAX
 - (3) 小冊子郵送先住所
 - (4) 希望の小冊子名及び必要部数
- ※1タイトルにつき2冊まで
以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様



その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834
TEL 03 (3371) 3821
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



文章を書くことが苦手な方や
新入社員や部下への教育・
指導の際にも役立ちます！

日々の業務において、メール・報告書・企画書などを頻繁に作成していると思いますが、リモートワークの浸透や働き方の多様化も進んでおり、ビジネスチャットなどによるコミュニケーションの機会も増えています。ビジネス文書を作成するためのノウハウや文章のテクニックを紹介。また、ビジネス文書のタイプごとに「何を書くべきか」を示しながら「書き方のポイント」を提示しています。

- ビジネス文書の役割と目的・ゴール設定
- 情報を集め、整理をしてメッセージを作る
- 読み手目線の筋道とわかりやすい構造

など

今後の法人会イベント

1月

時 間	名 称：内 容	会 場	オンライン配信
17日(火)	13:15～16:35 決算法人説明会 講師：芝脇 次郎 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
19日(木)	13:30～15:10 『サラリーマンの確定申告、償却資産申告書作成上の留意点』セミナー 講師：新宿税務署担当官、新宿都税事務所担当者	//	○
24日(火)	13:30～16:00 新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—
26日(木)～ 2月16日(木)	13:30～16:00 やさしい法人税のしくみ ※毎週木曜日。全4回 講師：新宿税務署担当官	//	—

2月

時 間	名 称：内 容	会 場	オンライン配信
8日(水)	17:00～20:00 中部1ブロック研修会 〈第1部〉インボイス制度について 講師：新宿税務署担当官 〈第2部〉特別講演会「未定」 講師：株式会社スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏 〈第3部〉異業種交流会	法人会館3階	—
13日(月)	13:15～16:35 決算法人説明会 講師：金子 智弘 税理士、新宿税務署担当官	//	○
21日(火)	13:15～16:35 決算法人説明会 講師：荒尾 成利 税理士、新宿税務署担当官	//	○
22日(水)	13:30～16:00 新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—

BOOK REVIEW

紀伊國屋書店
ブックソムリエが選ぶ

おすすめ本



チ。地球の運動について ＜第1集＞

出版社：小学館 ビックコミックスブリッツ
著者：魚豊

2023年はコペルニクスが地球中心の天道説から太陽を中心の地動説を発表して480年。節目となる今年は関連書籍の出版が予定されています。

ケプラーやガリレオ、ティコなど多くの天文学者が、当時の宗教思想では異論を唱えるには厳しい世相の中、弾圧にあいながらも考えを発表していった事は多くの書物に書かれています。このコミックのタイトル「チ」は『地』の事。

中世ヨーロッパに似た舞台となっている国や宗教は架空の物。歴史上の人物の名は出て登場人物はフィクションです。天文学者が唱える前に、「天道説への疑問」「地動説への気付き」を一般の人が天を見て思い、弾圧を恐れずに強い情熱を持って追及。個々に「真実」に目覚めていく姿が、各巻で描かれて行きます。登場人物の言葉にハッとすることしばしば。

年の始めに熱い作品をぜひ。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ

coffee time



新型コロナウイルスが少し収まった昨年10月、夫婦で鳥取の旅に出ました。鳥取市に三連泊、レンタカーで周る旅。初日はあいにくの空模様でしたが、倉吉市は白壁土蔵群と赤い石州瓦が印象的な町並みで小雨がよく似合う城下町でした。

翌日の朝、朝食前に鳥取城あたりまで行ってみようかと散歩に出かけたところ。「新しい朝が来た。希望の朝だ〜♪」とラジオ体操の歌が聞こえてきました。急いで音の方に向かうと文化会館横の広場で7,8人の人たちが体操を始めていました。東京でも毎朝ラジオ体操をしているので我々も広場の隅っこで体操をしようとしたら、グループの皆さんが笑顔で輪の中に招き入れてくれました。

体操の後は更に10分ほどのオリジナル体操とおしゃべりタイムが追加され、見ず知らずの我々に「どこからきたの？何日までいるの？〇〇には行ったの？名物の〇〇は食べた？」など話しかけてくれました。

三連泊なのでラジオ体操にも3日連続で参加。最終日には体操グループのMさんご夫妻に「我が家でコーヒーでもいいか？」とお宅に招かれ、朝食までごちそうになってしまいました。短い旅ではなかなか体験できないことです。

鳥取では倉吉や智頭の風情ある街並みや砂丘、浦富では海岸美とコバルトブルーの海に感動しましたが、何よりも体操の皆さんのおかげで鳥取の魅力が倍増したことは間違いありません。(にっこり・ほっこり・とっとりけん)

SHINJUKU 2023
第223号

2023年1月1日発行

〔発行所〕公益社団法人 **新宿法人会**

東京都新宿区北新宿1-19-19

TEL 03-3371-3821(代)

FAX 03-3371-3834

<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

〔発行人〕会長 高野 吉太郎

〔編集〕広報委員長 稲葉 和久

〔デザイン・印刷〕

有限会社 J-ART

イベント予定



果実（フルーツ）で
コロときめく新宿高野

TAKANO

SHINJUKU TOKYO
SINCE 1885



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています